

(その他)

第6条 本規程に定めるもののほか、寄附金の取扱いに関して必要な事項は理事会が別に定めることができる。

(改廃)

第7条 本規程の改廃は、理事会の議決による。

附則 本規程は2022年12月13日より施行する。